

令和2年第2回定例会

令和2年 11月19日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

議事日程

- 第 1 議員の辞職報告
- 第 2 新議員の紹介
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会期の決定
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 管理者発言
- 第 7 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 報告第 3 号 資金不足比率の報告について
- 第 1 0 議案第 8 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 9 号 令和 2 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 2 議案第 1 0 号 令和 2 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 3 議案第 1 1 号 令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について
- 第 1 4 議案第 1 2 号 令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 第 1 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	松村晋之君	2番	野口靖君
3番	大久保協城君	4番	湯井廣志君
5番	橋本新一君	6番	岩崎和則君
7番	茂木光雄君	8番	冬木一俊君
9番	針谷賢一君	10番	隅田川徳一君
11番	吉田達哉君	12番	中村さと美君
14番	渡邊幹治君	15番	三澤望太君
16番	神田辰男君	17番	山崎恒彦君
18番	栗原透君		

欠席議員（2名）

13番	大竹隆一君	19番	小屋淳君
-----	-------	-----	------

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	監査委員	細谷恭弘君
組合事業統括 兼病院長	塚田義人君	病院長補佐	設楽芳範君
介護老人保健 施設長	河合弘進君	事務局長兼 経営管理部長	新井滋君
看護部長	高田幸子君	薬剤部長	小幡輝夫君
診療支援部長	金子修君	次長兼 企画財政課長兼 しらさぎ管理課長	中里光夫君
総務課長兼 安全管理センター 事務統括	堀越輝雄君	用度課長	新井誠十郎君
医事情報課長兼 健康管理センター 事務統括	五十嵐哲二君	経営戦略室長	清宮きよ江君
課長兼 患者支援センター 事務統括兼 緩和ケアセンター 事務統括	横坂政彦君		

事務局職員出席者

研修管理センター
事務統括兼
医局秘書
グループリーダー

金澤祐子

企画財政課
査
査

萩原和美

総務課
課長補佐

秋山裕子

総務グループ
リーダー

櫻井力

総務課主査

大澤佑典

開会の挨拶

議長（岩崎和則君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に先立ち、ご報告申し上げます。

大竹隆一議員、小屋淳議員より会議規則第2条の規定に基づき本日の会議について欠席届が提出されていますので、ご報告申し上げます。

次に、議員各位にお願い申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用していただき、発言の際もマスク着用のままお願いいたします。

なお、議長は議事進行のため着用しませんので、ご了承ください。

それでは、議会開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和2年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、多数のご出席をいただきまして開会できますことを、心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告3件、議案5件でございます。

慎重に、ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等、誠に不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくようお願いいたします。

開会及び開議

午後1時27分開会

議長（岩崎和則君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、令和2年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 議員の辞職報告

議長（岩崎和則君） 日程第1、議員の辞職報告を行います。

藤岡市選出の丸山保君から、一身上の都合により、5月27日付で辞職願が提出され、閉会中でありましたので地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので報告申し上げます。

第2 新議員の紹介

議長（岩崎和則君） 日程第2、新議員の紹介を行います。

藤岡市より、6月11日付で松村晋之君が選出当選されました。

第3 議席の指定

議長（岩崎和則君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番、松村晋之君と指定いたします。

この際、自己紹介を許可いたします。

松村晋之君、挨拶をお願いいたします。

議員（松村晋之君） お世話になります。先ほど議長から紹介をいただきました藤岡市、松村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

第4 会期の決定

議長（岩崎和則君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第5 会議録署名議員の指名

議長（岩崎和則君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、4番、湯井廣志君、12番、中村さと美君を指名いたします。

第6 管理者発言

議長（岩崎和則君） 日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 開会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

令和2年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私どもの総合病院につきましては、県内12の感染症指定病院の1つとして認定を受けております。2月以来、病院長を先頭に本当に日夜、本当に職員、看護師を含めて感染症対策に当たらせていただきました。その間、議員各位のお支えの下に、お隣の県立藤岡中央高校の生徒の皆さんをはじめ、多くの皆さんから励ましのお言葉をいただいております。管理者として、そういった皆さん

んのお心に感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

また、本日ご提案をさせていただきます案件につきましては、報告3件、議案につきましては5件でございます。いずれも大変重要な案件でございますので、慎重審査を賜りまして、ご決定いただきますように心よりお願いを申し上げます。

以上申し上げて開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第7 報告第1号

議長（岩崎和則君） 日程第7、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 報告第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました、多野藤岡医療事務市町村組合病院使用料条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年度の診療報酬改定により、一般病床数200床以上の地域医療支援病院においては、初診に係る保険外併用療養費及び再診に係る保険外併用療養費の徴収が義務化され、最低金額も定められました。

初診に係る保険外併用療養費は、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診患者さんに負担いただくものです。また、再診に係る保険外併用療養費は、当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され再度受診された場合に、新たに負担いただくものです。

この改定に伴い、当院においても、初診に係る保険外併用療養費の改定及び再診に係る保険外併用療養費の徴収が必要となり、また、初診に係る保険外併用療養費との均衡を図るため、夜間・休日の救急外来で緊急性の低い患者さんから負担いただいている時間外に係る保険外併用療養費の改定も必要となったことから、これらについて規定している本条例を改正したものでございます。

診療報酬改定の厚生労働省告示がなされたのが令和2年3月5日でありましたが、一定の周知期間を置いた上で早期の徴収開始が必要であったため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月27日付専決処分により、条例の一部改正を行ったものであります。

改正の具体的な内容であります。保険外併用療養費について規定する第2条第1項において、初診に係る保険外併用療養費2,500円を5,000円に、時間外に係る保険外併用療養費3,500円を5,000円に改定し、ま

た新たに再診に係る保険外療養費2,500円を追加するものであります。

施行日につきましては、令和2年6月1日から施行しているものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 報告1号について質問いたします。

まず、初診の場合が2,500円が今度5,000円、再診が今まで取っていなかったのが2,500円、それから時間外が3,500円が5,000円というようなこの改正を、もう6月1日から施行になっているということの説明であります。県内で藤岡総合と同等以上の病院で全て県内はこのように取っていくのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 医事情報課長。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

県内の地域医療支援病院については、13病院がございます。その中で、200床以上ということで、12病院が対象になっているわけなんです。今回の改正に当たり、当院以外に5病院が対応しております。そのうちの4病院が4月までに改正を行っております。1病院が10月から改正を行っております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この改正の関係でありますけれども、病院の今の経営状況、コロナ感染でかなり患者が減っているようで、そういう中で上げていくのは致し方ないのかなと思っておりますけれども、この藤岡総合病院の関連の市町村、藤岡、高崎、神流、上野、この4市町村の中で、大体負担金なり補助金が年間7億円ほどついていますよね。こういう中で、この病院にかからない人の税までここに入っているわけですよ。そういう中で、この藤岡、高崎、神流、上野、この人たちの方々のこのような患者までまた負担を強いる、この病院というのは大体4割ほどが、これ以外の患者ですよね。それから、この6割の人たちは該当させないで、逆にそれ以外の市町村から来た方々、県外から来た方々、そういう人たちにこの5,000円を7,000円なり8,000円なりにして余計に取る、そのようなやり方も私はいいかないと思っております。だから、現在の2,500円をそのままにして再診は取らないような、そういうやり方ができないのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 湯井議員さんのご質問にお答えします。

200床以上、非常にそれまで400床だったハードルがさらに下がりました、要するに中規模以上の病院で、しかも地域医療支援となっている病院は、地域の開業医の先生と上手に診療の振り分けをして、軽症の方はまずは開業医の先生、そして総合病院で高度な検査ですとか、専門的な医療を必要とする方は紹介状持ってきていただいて我々が診るといふ、そういう趣旨にのっとった改正なんですね。5,000円を取って紹介状ない人を診ますよ、あるいは暗にそれは5,000円払えない人は排除しますよという、そういう意地悪な制度ではありませんで、あくまでも地域の中の医療機能のすみ分けが趣旨であります。

それから、藤岡多野の市町村組合以外の住民の方に対して、よりハードルを高くすると、これはなかなか医業のフリーアクセス、埼玉の方には例えばやはり財政的負担を公的なものを頂いていないので患者さんに求めるというわけにはこれはまいりません。それこそもっと広く考えますと、埼玉県と接している群馬県、前橋、群大病院にはいろいろな地域から患者さんが集まるわけですので、住んでいる場所によって負担を余計に求めるということはやはりなかなか制度上できないんじゃないかと考えます。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私のほうが言いたいのは、この4市町村で造ったこの病院、また、毎年多額の税金を投入している病院の中で、再度この4市町村がまた負担をする中で、はっきり言って二重取りのような格好になるわけですよ、実際には。ですから、そういうのを構成市町村の4市町村だけは緩和するような考えをこれから適切に入れてもらって、運営をしていただければと思います。管理者としてはどのように考えているのか再度お伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

管理者へということなんですけれども、先ほど病院長がお答えしましたように、この制度というのは、特に構成市町村の住民、それ以外の住民ということで分けて考えていく制度ではありませんので、今後も専決処分をさせていただきました今のフリーアクセスということで、患者さん全体からこのようなご負担を頂くような形で進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(岩崎和則君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩崎和則君) 起立全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

第8 報告第2号

議長(岩崎和則君) 日程第8、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) 報告第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年3月、人事院規則において、新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、感染のリスクや厳しい勤務環境等に鑑み、防疫等作業手当の額について特例的な扱いとする旨が規定されました。

令和2年4月には、感染リスクに加え、厳しい職場環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たることとなる病院等も、この支給対象に該当する旨の見解が示され、当組合におきましても、同様の規定を設けたものであります。

本年春の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、群馬県に12か所指定されている感染症指定医療機関の一つである当院においても、早急に手当を支給できる体制を整える必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年5月13日付専決処分により条例の一部改正を行ったものであります。

改正の内容であります。職員が新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に接して行う業務に従事した場合に、業務に従事した日1日につき2,000円を、また、医師や看護師等が、長時間にわたり患者等に接し

て行う業務に従事した場合にあっては、1日4,000円を、感染症取扱手当の特例として支給するものであります。

なお、改正の方法としまして、本件は、感染症取扱手当の特例措置を定めるものであるため、条例の本則ではなく制定附則に規定を追加するものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、改正人事院規則の適用日に合わせ、令和2年1月27日に遡及して適用しているものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） ただいま上程になりました報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、何点かお伺いをさせていただきます。

先ほど経営管理部長のほうから説明がありました。新型コロナウイルス、第3波が来ているんじゃないかと、そういうふうな状況下の中で、冒頭、管理者のほうから発言がありましたとおり、病院長はじめ医療従事者の皆さんには心より感謝をしている一人でございます。

今、上程されましたこの手当、業務に従事した日1日につき2,000円、それと長時間にわたり接して行う業務に従事した場合によっては4,000円という説明がありました。この長時間というそれは大体どのぐらいの時間を目安にしているのか、まず、それを答弁してください。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） 冬木議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

長時間というのがどのくらいを目安にしていることなのですが、はっきりと例えば何分間あるいは何時間というような数字では示しておりません。逆に申しますと、長時間に該当しない業務がまずございます。短時間で、職員の業務としては、相対的になるのですけれども、時間も短く、軽く済む、具体的には、患者に接するのが医師、看護師だけではございませんで、いろんな職種が接することになるかと思われまして、それによって業務の内容が異なりますので、その辺を勘案した上で、そこでその手当の額にちょっと違いを設けている部分はございます。大変申し訳ないですが、具体的な数字で何分、何時間というような規定の仕方をしておりません。

以上です。

議長（岩崎和則君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） そうすると、ここに、総務課長、長時間とあるんだけれども、短

時間というのはどういふのですか。そういう話になっちゃうんだよね。そこももう一回説明してください。

(「はい、議長」の声)

議員(冬木一俊君) それと、まだあるんだよ。

この条例は、改正後の附則第2条の規定、令和2年1月27日から適用して、遡って、遡及するという説明がありました。今まで医師、看護師、また事務職の方も対象になるんですかね。そういった方が、短時間が何名、長時間が何名の方が対象になっているのかお示しをください。

議長(岩崎和則君) 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括(堀越輝雄君) お答えいたします。

この条例を改正する際に、国の人事院規則を参考に手当の額を決めることにしたわけなんですけれども、それにつきまして、病院の中でいろんな議論がございました。長時間でない、すなわち手当の額が2,000円のほうでございまして、これは話の中では時間で強いて言うと5分程度の業務がございまして、それについては2,000円ということで了解をとということでございまして、それ以上の業務となりますと、もうケース・バイ・ケースでございまして、その辺でご理解いただきたいというところでございます。

それから、もう一点お尋ねのこれまでの実績ということでございますけれども、まずもって、手当2,000円を支給されているものでございます。すみません、人数といいますか、件数ということでお答えさせていただきたいんですけれども、延べで2,000円が415件、金額にして83万円でございます。手当が4,000円につきまして、延べの件数で1,330件、金額にして532万円でございます。

以上でございます。

議長(岩崎和則君) 冬木一俊君。

議員(冬木一俊君) 短時間についてはおおむね5分程度という答弁があったんで、それ以上に、その時間以上に接している医療従事者については長時間ということですよ。そういうことで理解をさせていただきます。

また、今まで9月末なのか現在までか分かりませんが、現在までの件数ということでよろしいんですかね。

(「すみません、9月分まで」の声)

議員(冬木一俊君) じゃ、9月末ということで、短時間に接した方が415件、また、それ以上に接している方が1,330件ということで理解いたします。

それで、最後の質問になるんですけども、新型コロナウイルスで病床数が逼迫しているというような報道も全国的にされているんですけども、当病院はそのような状況に陥ったことがありますか。ありませんでしたか。この点だけ

お伺いして質問を終わります。

議長（岩崎和則君） 総務課長。

総務課長兼安全管理センター事務統括（堀越輝雄君） 端的にお答えいたします。

逼迫しているという状況にまで至ったことはございません。

以上でございます。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

第9 報告第3号

議長（岩崎和則君） 日程第9、報告第3号、資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 報告第3号、資金不足比率の報告につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、去る8月18日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただきましたのでご報告を申し上げます。

まず、病院事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が59億799万2,000円、流動負債から企業債等を控除した額が11億5,332万5,000円、差引き資金剰余額が47億5,466万7,000円となりまして、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されておられません。

次に、介護老人保健施設事業会計の資金不足比率でございますが、流動資産が5億2,421万7,000円、流動負債から企業債等を控除した額が

4, 193万1, 000円、差引き資金剰余額が4億8, 228万6, 000円となりまして、資金不足額が生じていないため、資金不足比率が算定されておりません。

今後も、資金不足額が生じないよう健全な経営を目指し努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（岩崎和則君） 報告が終わりました。

次に、監査委員より審査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計及び介護老人保健事業会計の資金不足比率につきまして、審査の結果を監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月18日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和元年度資金不足比率につきまして審査を行った結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令の定めるところにより算出されており、算定の基礎となった数値は正確であり、両事業とも資金の不足はなく、資金不足比率は算出されませんでした。

以上、誠に簡単ではございますが、審査の報告とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第3号について報告を終わります。

第10 議案第8号

議長（岩崎和則君） 日程第10、議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

人事院は本年10月、国会及び内閣に対し、令和2年度の国家公務員給与について、民間給与との格差を解消するため、期末手当の支給率の引下げ等を主な内容とする勧告を行い、これに基づいて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正される見通しとなっています。

また、当組合を構成する2市1町1村においても、国に準じて改正が行われ

る予定です。

このような状況から、当組合におきましても、国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第1条におきましては、期末手当の支給率を0.05月引き下げ、期末・勤勉手当の合計月数を年間4.50月から4.45月とする改定を行うものであります。

第2条におきましては、期末・勤勉手当の支給率の合計月数4.45月を、令和3年度から6月期と12月期で平準化し、それぞれ2.225月とする改定を行うものであります。

施行日につきましては、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定につきましては令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第9号

議長（岩崎和則君） 日程第11、議案第9号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第9号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の主な補正は、第2条で、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の代理受領のための予算計上と外来化学療法室の設計委託による増額補正となっております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2条の収入におきまして第1款病院事業収益で1億7,000万円の増額、支出では第1款病院事業費用で1億7,300万円の増額補正であります。

収入におきましては、第3項特別利益で新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る医療従事者への慰労金を病院が代理受領するために1億7,000万円の増額となります。

また、支出におきましては、第1項医業費用の経費で、外来における化学療法の患者の増加に伴い、対応するベッド数が不足しているため、化学療法室増改築の設計委託料として1,582万9,000円の増額補正、また、給与費から経費の旅費交通費への科目修正を行うものであります。第3項特別損失では、慰労金を従事者に給付するために特別利益と同額の1億7,000万円の増額補正となります。

第3条は、給与費の科目修正に伴います390万円の減額であります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村

組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第10号

議長（岩崎和則君） 日程第12、議案第10号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第10号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の主な補正は、第2条の収益的収入及び支出で、新型コロナに係る慰労金受領及び給付のための増額補正となっております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2条におきまして新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金の受領と給付のため、第1款介護老人保健施設事業収益及び費用でそれぞれ315万円の増額、第2款訪問看護事業収益及び費用でそれぞれ200万円の増額補正であります。

第3条につきましては、訪問看護事業で給与費から経費への科目修正に伴います11万3,000円の減額となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号、令和2年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩崎和則君) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第11号

議長(岩崎和則君) 日程第13、議案第11号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井雅博君) 議案第11号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度は2億8,731万円の純損失を計上し、前年度繰越利益剰余金を加え、5億9,981万円の未処分利益剰余金を令和2年度に繰越しをいたしました。

今後、さらなる病院の運営基盤の強化を図り、地域住民に信頼される病院となるよう進めてまいりたいというふうに考えておりますので、関係各位のご理解、ご協力を心からお願いを申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月18日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付をいたしました意見書のとおりでございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長(岩崎和則君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長(新井 滋君) 詳細につきましてご説明申し上げます。

患者状況ですが、入院患者数は年間11万5,038人で、1日平均314人、外来患者数は年間18万1,662人で、診療日数240日での1日平均は756人でした。

次に、収益的収入及び支出でございますが、税抜き収入決算額は112億8,760万4,669円で、このうち医業収益は105億132万7,537円、内訳といたしましては、入院収益で67億2,113万3,566円、外

来収益で32億5,096万6,118円、その他医業収益は5億2,922万7,853円で、このうち救急他会計負担金は9,615万5,000円でございます。

医業外収益につきましては5億6,536万4,155円で、主な内訳といたしましては、企業債利息などの他会計負担金で1億5,626万4,000円、国県補助金で3,704万8,804円、補助金等の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で3億1,343万7,966円でございます。

特別利益につきましては、過年度分補助金等の減価償却見合い分の収益化等で2億2,091万2,977円ございました。

次に、支出の税抜き決算額は115億7,491万8,050円、このうち医業費用で110億560万2,530円、主な内訳といたしましては、給与費で54億2,384万1,085円、材料費で27億2,937万4,329円、経費で16億327万214円、減価償却費で11億9,291万8,149円でございます。

医業外費用につきましては5億6,830万8,494円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息等で1億6,180万2,023円、消費税の費用化による雑支出が4億567万1,663円ございました。

医業収支比率は95.4%、総収支比率は97.5%で、2億8,731万3,381円の純損失を計上いたしました。

前年度繰越利益剰余金8億8,712万4,852円と合わせ5億9,981万1,471円を未処分利益剰余金として、令和2年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

税込み収入決算額は7億9,747万8,000円、内訳といたしましては、第1項の企業債償還元金に対する他会計負担金で5億9,800万7,000円、第2項企業債で1億9,750万円、第3項補助金で197万1,000円でございます。

これに対しまして、資本的支出の税込み決算額は15億1,203万3,511円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費の器械器具購入費で2億4,290万1,870円、第2項企業債償還元金で12億6,913万1,641円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額7億1,455万5,511円は、過年度分損益勘定留保資金7億1,372万2,470円、当年度分消費税資本的収支調整額83万3,041円を充てて収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月18日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和元年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認めました。

内容につきましては、意見書のとおりでございます。

患者利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数字と同様でありますので省略させていただきます。

令和元年度は、高額薬剤の使用による材料費の増加及び医療機器整備に伴う保守委託料の増加等により、純損失を計上しております。

今後の病院運営は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営が推測されますが、地域中核病院として救急医療、高度専門医療の充実に努め、地域住民に期待される質の高い医療の提供と将来的に安定した経営を期待しております。

以上でございます。

議長（岩崎和則君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 14ページ、15ページの収益費用全対象で質問させていただきますが、この14ページの医業収益が15ページの医業費用、その2つの関係について伺ってまいります。

医業収益というのが令和2年度が105億ですよね。医業費用が、給与費が54億、材料費が27億、経費が16億、この医業収益に対して医業費用の給与費というのが大体47%ぐらいを占めていますよね。この給与費と材料費と経費、この3つだけでも81%という医業収益の中の大部分を占めておりますが、その80%、残りが19%しかないわけですよね。そういう中で、病院の経営自体はこれだけこの費用で81%からすると、経営していくのに非常に大変なのかと思いますが、県内の同等の病院に比べてこの率が高いのか低いのか、適正な率が何%ぐらいなのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） それではお答えいたします。

まず最初に、比率の関係なんですけれども、当院は元年度の数値を使えますが、他病院の比率につきましては、まだ元年度の比率が公表されていませんので、平成30年度の比率で答えさせていただきます。

それではまず、当院の比率に関してですが、給与費対医業収益の割合となりますが、こちらが51.4%、材料費につきましては25.2%、経費が15.8%、これら3つを合わせた比率につきましては93.1%という結果となっております。

続きまして、他病院の状況となりますが、まず、全国の300から400床の同等の病院になるんですが、こちらの黒字病院の数値としまして、給与費が、医業収益対ですが52.2%、材料費が24.6%、経費が19.6%、3つ合わせて96.9%という結果となっております。また、群馬県が11ぐらい病院があるんですが、そちらの平均の数値としまして、給与費が57.3%、材料費23.2%、経費16.3%、3つ合わせて97.5%という数値となっております。

妥当な数値というのはないんですが、全国の黒字の病院に比べても当院はよい数字となっておりますし、群馬県平均値よりもよい数字とはなっております。また、その他の数値としまして、減価償却費の医業収益対の数値につきましては、全国の黒字病院が8.4%、全国の赤字病院につきましても10.1%となっており、当院の数値は11.4%と大きい数字になっておりまして、こちらは29年の新病院開院による減価償却が高額になっておりますので、黒字病院より数値が大きくなっておりますので、これが赤字の一つの要因かとは思っております。

また、医業収支の割合となりますが、医業費用と医業収益を比較したもので、全国の黒字病院となりますと94.5%で100%を割り込んでいる状態であり、当院の数値としましては95.4%と全国の黒字病院よりもよい結果となっております。

以上、答弁といたします。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） この医業費用と医業収益の関係、これ私、民のほうの病院にいろいろ聞いたんですけれども、大体この3点で7割、70%ぐらいでこれ収めないと黒字経営にはならないと言われていた中で、この藤岡は81%ですから、これがある程度下げていかないと、これからこの病院を運営していくのに非常に大変なのかなと思って質問しているわけですが、これ今後あれですかね、この81%をいかに下げていくかというような努力をどのようにしていくのか伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

給与費、材料費につきましては、患者数とかありますので、なかなか下げるのは難しいんですが、経費につきまして削減できるところは削減していきたい

と思っております。今後は費用はかかりますが、患者数を増やして収益を上げていき、収支の改善に図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） もう一点聞いておきたいんですけれども、この医業収益はこれで終了いたしますが、監査委員の決算意見書ですか、15ページ、16ページのところに対前年度比較を掲載されておりますが、この貯蔵品についてちょっとお伺いいたします。

前年度が、30年度は1億1,200万、令和元年度が1億4,500万で5,400万という大きな金が増額されておりますけれども、これ9,370万1,000円が薬品ということですよ。それで、この薬品は全てもう買い取っているわけですから、この貯蔵品の中の薬品、これ全て100%占めているのか、どれくらいこれが残っているのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 用度課長。

用度課長（新井誠十郎君） 薬品の貯蔵品の9,370万1,717円の内訳としまして、内服外用薬で約4,100万円、注射薬で5,250万円となっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後2時35分休憩）

（午後2時35分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。用度課長。

用度課長（新井誠十郎君） お答えします。

年度末までに無駄になった薬品ですが、有効期限切れ等で305万2,790円となっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 私のほうでお伺いしたいのは、この9,370万、今年の薬を買っておいて、それが100%処方できないということになれば、消費期限が過ぎ、古くなったもの、廃棄処分ということになりますよね。それから、そういう恐らく100%処方するということはないと思うんですよ。ですから、それを買った関係で、そういう廃棄処分が増えてしまうのでは大変なことになりますので、これを貯蔵品で言えばなくてはならないものでありますけれども、こういう廃棄していない状態で今あると思うんですよ。中で、なるべく買い過ぎてないのか分かりませんが、100%、せめて95%、96%、そのぐらいの使用を求めていかないと、それが7割、8割だった場合にはかなり

廃棄処分が増えて、せっかく買ったものが要らなくなっちゃいますから、その点をだからどうにしていけるのかお伺いいたします。

議長（岩崎和則君） 薬剤部長。

薬剤部長（小幡輝夫君） お答えいたします。

昨今、高額な医薬品が非常に抗がん剤を中心に増えております。特に抗がん剤で高額なものは冷所医薬品であったりとか、非常に管理の難しいものが増えております。こういったものに関しましては、当日に患者さんに合わせて物を購入して、万が一使わない場合にはその日のうちに返品をするというようなシステムを取っており、高額な薬品に関しては細心の注意を払って管理しております。そのほかたくさん薬品がありますので、どうしても期限切れ等は発生するものはございますが、高額な薬品に関しましては非常に厳密に管理いたしております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 14ページの事業収益の中のその他の医業収益で、受託検査収益、これがゼロということなんですけれども、このゼロの理由について伺います。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） 受託検査収益についてお答えいたします。

こちらに計上してあります受託検査につきましては、他の医療機関から検査だけを依頼を受けまして報告だけを行うものとなっております。過去において実績はございません。その他のCTとかMRIの検査の委託を受けておりまして、こちらにつきましては読影や診断を伴いますので、こちら保険診療となりまして外来収益のほうで計上されております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そうすると一般のお医者さんからのこういった、市内のお医者さんからこういった形の検査を受託しているということは、実際には当病院は全然ないということですね。そうしますとあれでしょうかね、一般の病院さんというのはどんな形の中でその検査をするような形になったときに、どういう形の中で、この地域の中核病院を利用しないということは、どういうふうな形で行われているのか。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

申し訳ないんですが、各医療機関、開業医さんの内情はちょっと分からない

んですが、開業医さんはそれぞれ検査は独自で検査機関等に委託されていると思いますので、そちらで検査をされると思います。

以上です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 状況的に受託をして検査をするというのは、実際にはこれはあり得ないというふうな形の今現状らしいですね、確認させていただくと。

15、16ページになるんですけれども、当病院における事業費用のうち、まず16ページの委託料について伺いますけれども、これもいわゆる検査外注9,669万円ですが、これについてはどういうふうな形の委託検査になるんですか。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。

当院では検査施設を備えてありますので、主な検査等は実施できますが、医療機器等ないものもございまして、できない検査につきましては外注として検査を依頼しております。

以上です。

（「できない検査はどういうものがあるのか」の声）

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後2時43分休憩）

（午後2時44分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） 委託検査についてお答えいたします。

外注に委託するかどうかは非常に検査数に関係しております。例えば貧血があるかどうか、ヘモグロビンを測ったり、白血球、血小板などは通常の検査です。生化学というのがありまして、例えば肝機能ですとか腎機能ですとかコレステロールですとか尿酸値とか血糖値とか、そういったもの、これらも通常の検査としてどの医療機関も自前でやっています。外注に出すのといいますがもっと頻度が少なく、病院独自で試薬をそろえて、高額な検査機を全てそろえて非常に不経済になるものが対象となります。例えば特殊な腫瘍マーカーでありますとか、免疫学的な頻度の低い項目ですとかアレルギーですとかウイルス抗体とか、項目の勘定をすれば一つの冊子ができるぐらいたくさんあります。そういったものは外部委託をするというものです。

その中で、また、だんだんと検査が一般化してきまして、外部委託は諸経費がかかりますので、損益分岐点というのがありまして、何百検体も外部委託というのであれば、試薬と機械を取りそろえて中で測れるようにしたほうが結果がすぐ出せるということで、だんだんと院内の検査に移行していくものも幾つ

かはあります。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今、使用頻度が少ない中で、腫瘍マーカーはじめ免疫関係のそういった検査、それとアレルギーだというふうな形になると思いますけれども、一番最後のページを見ていただき、ここに検査の委託の中で、一番上にあるのが、エスアールエルさんとその中段にありますビー・エム・エルさんというところに今、院長のお話のとおり専門的なものを委託しているということなんですけれども、私いろいろこうに確認をしてみますと、このエスアールエルさんというのは、もうほとんど全国のシェアのうちの50%を持っているような非常に日本でもトップクラスの検査機関ですよ。そこへ委託するものと、このビー・エム・エルさん、ここに委託するものというのは、なぜこういったふうに2社が出てくるのかどうかお尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） おっしゃるとおり、エスアールエル、全国的に非常にシェアの大きい外注委託会社なのでありますけれども、全ての項目をカバーできていないんですね、残念ながら。血液の検査ですとか、あるいは最近では化学療法の際の診断時遺伝子検査というのは必須となっていますけれども、そういったものに関して、エスアールエルはどうしても担当し切れない項目があります。そういったものに関してはビー・エム・エルという、あるいはほかにももっとマイナーな検査で外注に、会社は選ぶ場合があるんですけれども、主にできるものはエスアールエル、それに外れるものはビー・エム・エルその他の委託会社をお願いしているという事情です。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） エスアールエルさんでできない検査というものが今あるというふうにおっしゃいましたけれども、会社情報とかいろんな内容を確認させていただくと、全ての臨床検査における全てについてできるというふうな話もあります。検査のところをやるのはいいかと思えますけれども、例えば院長、もう具体的に、病理組織検査なんかはどちらのところを利用しているのかお尋ねいたします。

それと、15ページの、すみません、経費の中の修繕費について伺いますけれども、7,215万、これ医療機器の修理等というふうにあるんですけれども、この修繕費、31年度の修繕費というのがどんな形の中で経費として出てきたのか、内容についてお尋ねいたします。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） お答えします。

病理検査に関しては、院内の検査室の中の病理部門というのがほぼ全面的に

行っております。ただ、これも特殊な検査がありまして、顕微鏡で標本を作って眺めるといふ検査以外に、電子顕微鏡、もう何万倍に組織を拡大して診断しなければいけない場合ですとか、特殊な免疫染色ですとか、そういったものは院内対応できないので、外部委託しているところではあります。

以上です。

議長（岩崎和則君） 企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） それでは、修繕費の内訳についてお答えいたします。

まず、医療機器の修繕についてであります。こちらは修理や点検整備等となっております。金額的に約3,140万円となっております。主なものとして、胃カメラなどファイバーの故障に対する修理とか、放射線装置、あとモニター、心拍監視装置、そちらの修理等を行っております。

あと次に、施設設備の関係の修繕となります。こちらの金額が大体3,500万円となっております。こちら元年度で行ったものにつきましては、外来棟なんです。吸収式冷温機の修理とか、外来に設置してありますエスカレーターの修理、あとは手術室とか薬剤室のそちらの清浄度を保つためにフィルターがあるんですが、そちらの定期的な交換となっております。

あと、車両としまして、車検修理等で約70万円。

その他としまして、電子カルテなどパソコンの修理を行っておりますので、それで大体490万円という数字となっております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） ページが分からないので教えてもらいたいですけれども、以前この負担金等補助金の関係で質問させていただきました際に、神川町とか上里町から補助金を頂いているというような発言、答弁いただいたんですけれども、これどこに記入されているのか、金額は幾らなのか、今一度教えてください。

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後2時53分休憩）

（午後3時01分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長。

次長兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） お答えいたします。先ほどはどうもすみませんでした。

項目としましては、その他医業収益1億1,900万円の中に、14ページです。このうちの約310万円が埼玉県、本庄市、美里町、神川町のほうから、小児救急の補助ということで頂いております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 先ほど湯井議員の質問の中にも、要するにこの圏域の市町村から負担金という形でお金を頂いて運営ができていると、だから不公平なんじゃないんかというような話もありましたけれども、院長の言うように病気にかかればどこの病院でもそれは当然かけられるんだと思うんですね。しかしながら、こういった救急の施設を含めて、この病院がここにあることで、近隣のその埼玉県側の北部の住民の方々も非常にこの病院があることで安心をして暮らしているんだと思うんですね。ですから、前回から何度か補助金をもらうように努力をしてくれということをお願いをしてきました。今回310万円ということですけども、私が質問して以降、何かこの辺についての増額のお願いとか、そういったことをした経緯があるのかどうなのかを1点伺います。

それから、この病院事業を安定させるために経費の削減をしたり、いろいろな形で努力をしておりますという話がありました。その後、患者さんを増やすというような発言があったんですけども、患者さんを増やす努力はどういう形でなされているのか、前に戦略方針とかというのが出ましたけれども、何かあるとすぐ患者さんを増やすというんですけども、患者さんをどうやって増やすのか、そのためのどういう努力をしているのかお示しいたきたい。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

前回の議会でもこのご質問はいただきましたので、その後、私もいろいろ関係機関に投げかけをさせていただいております。それで、その中で、藤岡の保健福祉事務所のほうに当院の救急の実情を説明をさせていただきました。そうしましたら、藤岡の保健福祉事務所のほうでも藤岡と伊勢崎と本庄の3つの保健福祉事務所の会議があるということで、そのことをその会議の中で取り上げてもらって、当院の救急の実情というのもこの会議のほうで伝わっているというふうに聞いております。それですので、まず本庄市さんですか、そういうところに今お願いというのもあるんですけども、まず県ですか、保健福祉事務所を含めながら、ちょっとこの話というのを進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目なんですけれども、患者数を増やすということで、患者数を増やすのは基本的に救急患者を積極的に受入れをしていくですとか、あと地域の医療機関との連携を強化しまして、紹介、逆紹介を積極的に行っていくですとか、そういうことで患者数を増やしていくというのがあります。

それから、患者の満足度というのを上げるということも患者数を増やすということにつながるのかなというふうに考えておりまして、今年度の取組といた

しましては、当組合の公式のインスタグラムを開設いたしました。当院の情報を発信するのがホームページだけではなく、インスタグラムも使って情報をより多く発信していきたいというふうに考えております。

それから、病院の広報誌なんですけれども、そちらのほうも内容を充実させてきております。当院で実際行われている診療等の紹介をするなど、コロナの中なので安心して来院していただけるように広報にも力を入れております。患者を増やしていくという取組としては、こういうような取組をしております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） いずれにしても、この圏域の人口が微減という中で、患者をなかなか増やすということは至難の業ではないかと思っておりますので、引き続きそんな努力をいただきたいと思っております。また、経費の削減についても引き続きお願いをしたいと思います。

先ほど、救急の患者さんを増やしてというようなお話ありましたが、例えば夜とか夜勤の日に、非常におなかが痛かったり何かで、休みだから救急車使わなきゃなんないのかなとか、どうしなきゃなんないのかというのが分からなくて病院に問合せをする、そうすると心ない電話の向こうでの対応がある。こういうことも非常に患者を増やすところを、経営管理部長おっしゃっていますけれども、行き届いていないのかなというような感じがしております。委託をされている企業さんについては、そういった患者さんから、または救急の状態で問合せがあったときには、適切に親切に対応をちゃんとするというようなそんな指導がなされているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（岩崎和則君） 医事情報課長。

医事情報課長兼健康管理センター事務統括（五十嵐哲二君） お答えいたします。

まず、委託している企業なんですけれども、株式会社ソラストという会社に受付業務を全面委託している状況ではあるんですが、救急の問合せ等、電話または来院してきた患者さんの対応については、病院としてこちらからも厳しく指導はしているんですけれども、一部そのような声が上がってきたということも事実でございます。そちらに関しては適時、取りまとめているリーダー、あとは会社の営業、そちらを呼びまして、私のほうからも強く指導しています。今後そういうことがないように、また再度業者と連携を取りながら、問題がないように受付をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長(岩崎和則君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(岩崎和則君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第11号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩崎和則君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第12号

議長(岩崎和則君) 日程第14、議案第12号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井雅博君) 議案第12号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度は、介護老人保健施設事業では2,639万円の純損失、訪問看護事業では3,358万円の純利益となり、2施設合計で719万円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金に純利益を加え1億4,300万円の未処分利益剰余金を令和2年度に繰越しをいたしました。

これからも地域の医療・介護を支える施設となるよう進めてまいりますので、関係各位のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

また、本決算につきましては、去る8月18日、細谷、針谷両監査委員の審査をいただいております。その結果につきましては、議員各位のお手元に配付をいたしました意見書のとおりでございます。

ここで、監査に当たっていただきました細谷、針谷両監査委員に感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長(岩崎和則君) 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） 詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、介護老人保健施設しらさぎの里でございます。

利用状況ですが、入所利用者数は年間2万5,468人、1日平均69.6人、通所利用者数は年間1万811人で、利用日数257日での1日平均は42.1人ございました。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は4億3,668万4,667円で、このうち事業収益で4億3,361万6,326円、内訳といたしましては、施設介護収益で2億4,467万5,924円、居宅介護収益で8,038万1,220円、居宅介護支援収益で1,658万7,100円、施設介護利用料収益で7,098万546円、居宅介護利用料収益で1,780万8,296円、その他事業収益で318万3,240円でございます。

事業外収益につきましては306万8,341円で、主な内訳といたしましては、補助金の減価償却見合い分の収益化としての長期前受金戻入で160万2,000円でございます。

次に、支出の決算額は4億6,307万9,988円で、このうち事業費用は4億5,125万1,504円、主な内訳といたしましては、給与費で3億1,327万1,923円、材料費で3,574万161円、経費で4,206万6,087円、委託費で3,710万2,382円、減価償却費で2,183万7,746円でございます。

事業外費用につきましては1,182万8,484円で、主な内訳といたしましては、企業債の支払利息で1,131万2,659円ございました。

事業収支比率では96.1%、総収支比率は94.3%で、2,639万5,321円の純損失を計上いたしました。

次に、訪問看護ステーションはるかぜでございます。

利用状況ですが、利用者数では、年間1万588人、1日平均44.1人ございました。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は1億108万3,684円、このうち事業収益は1億96万8,507円、内訳といたしましては、訪問看護療養収益で5,075万7,447円、介護保険訪問看護療養収益で3,979万8,712円、訪問看護利用料収益で572万3,902円、介護保険利用料収益で468万8,446円でございます。

事業外収益につきましては11万5,177円ございました。

次に、支出の決算額は6,749万5,636円で、このうち事業費用は6,733万9,870円、主な内訳といたしましては、給与費で5,770万755円、材料費で31万8,135円、経費で764万1,060円、減

価償却費で161万3,358円でございます。

事業外費用につきましては15万5,766円ございました。

事業収支比率では149.9%、総収支比率は149.8%で3,358万8,048円の純利益を計上いたしました。

以上、2事業合計で719万2,727円の純利益を計上し、1億4,300万2,558円を未処分利益剰余金として令和2年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業資本的収入の決算額は、第1項訪問看護事業からの出資金6,000万円でございます。

第2款訪問看護事業資本的収入はございませんでした。

これに対しまして、第1款介護老人保健施設事業資本的支出の決算額は5,214万4,256円で、内訳といたしましては、第1項建設改良費で334万1,919円、第2項企業債償還金で4,880万2,337円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出の決算額は6,155万1,498円で、第1項建設改良費で155万1,498円、第2項介護老人保健施設事業への出資金6,000万円でございます。

訪問看護事業での資本的収入が資本的支出に対して不足する額6,155万1,498円は、当年度分損益勘定留保資金6,155万1,498円を充てて収支の均衡を図っております。

以上、詳細説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岩崎和則君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員、細谷恭弘君。

監査委員（細谷恭弘君） 令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算に係る審査の概要と結果について、監査委員を代表してご報告申し上げます。

去る8月18日、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付された令和元年度決算報告書並びに事業報告書を中心に証書類を照合し、審査を行ったものであります。

審査の結果、収支の計数は正確であると認められました。

内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

利用状況及び決算額につきましては、提案理由説明の数値と同様でありますので、省略させていただきます。

介護老人保健施設事業には、リハビリテーションを重視し、在宅復帰を目的

とした介護老人保健施設しらさぎの里と在宅で療養生活を支援する訪問看護ステーションはるかぜがあり、多くの人に利用をされております。

高齢化社会が進む中、在宅復帰を目指し、在宅での療養生活を支援するという両事業は、地域のニーズに不可欠であると思われまます。

今後も、自治体で進めている地域包括ケアシステムとの連携を深め、地域の医療・介護を担う組合事業全体の運用として取り組んでいただきたいと思います。

以上、誠に簡単でございますが、決算審査の概要についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩崎和則君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） この監査意見書の中で、9ページのところで結びというのがありまして、ここで、しらさぎの里ではというところから始まって、前年度繰越欠損金と合わせて3億1,000万円を令和2年度に欠損金として繰り越す結果となったということで書かれております。ここの運営については、以前からいろいろと質問をしたり要望をしたりしておりますけれども、端的に、多分、管理部長、私が聞きたいこと何だか分かるんだと思うんで、ちょっとあまり長く説明要らないですから、ぱっぱと答えてほしいんですけども、この施設を造った理由は何ですか。

それから、運営してきている途中で感じたことは、どういうことを感じたと思いますか。

そして、これが今現状こういう毎年毎年欠損金を出している、この状況の中で、どうお感じになっているか、この3点についてお答えいただきたいと思ます。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、1点目のしらさぎの里を造った理由ということですが、平成9年度なので、まだ介護保険制度ができる前の話だと思ますが、病院と在宅の中間施設のような位置づけで造られたんだというふうに理解しております。

それから、その後、介護保険制度が始まりまして、変わってきたこと、介護保険の施設として今しらさぎの里を運営をしているわけなんですけれども、今介護報酬というのがあまり見込まれていないとか、維持していくのが大変な状況だというふうに理解はしておりますが、ただ、現状のしらさぎの里の役割というふうに考えますと、デイサービスですとか、そういう民間で行う在宅サービスというものはあるんでしょうけれども、老健施設でいうとやっぱりリハビリをして在宅復帰を目指すという施設になりますと、この藤岡の圏域ですと

3施設で230床ぐらいという話です。決して、その病床が多いという地域でないというふうにも聞いておりますので、ここはしらさぎの里の運営上いろいろ課題は多いんですけれども、ただ地域のために貢献して、これから貢献していかなければならないのかなというふうに考えております。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 実際にそのとおりで、介護保険ができる前に、何とか困っている人たちを救おうということでこの施設ができたというふうに認識をしております。その後介護保険ができた、民間で病床を持つ施設ができたということで、まだまだその病床数、不足はしているかもしれないですけれども、建ったときから見ると、そういった施設も周りにできてきました。

一番途中で感じていたのは、我々がもうずっと前に病院議員をやったときに感じていたのは、もう一気にその職員の人、プロパーで同じ時期に雇ったわけですから、このままどんどん給料が上がっていくと、人件費が大分幅を利かせて施設の運営が苦しくなるだろうということはもう容易に想像ができたわけです。

この状況の中で、今後、じゃ、これをどうしていくのか、その辺のことについて前回から何度か質問をさせていただいているんですけれども、この施設がもし廃止をするとなったら、どのくらい困るんですかね。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

今のお話で、この施設が仮に、しらさぎの里が仮になくなってしまった場合ということになりますと、この地域でリハビリができる老健施設というのが2施設、入所でいきますと80床なくなってしまうということなので、そういう面では、これから後期高齢者の人口も増えていく中で困るんだろうなというふうに考えております。

ただ、この辺の話というのは、もう前から市の関係部署の方と情報交換やら意見交換をさせていただいて、この地域のやっぱりこれからの介護をどういうふうに考えていくか、地域包括支援システムをどういうふうに考えていくかというのは、当組合だけではなくて地域全体で考えていかなければならないのかなというふうに感じているところなんです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） そういう形でやっていくんだとすれば、何とかこの施設がもうちょっと健全な状況で運営をできるような方向を探らなければならないと思うんですね。前回質問したときに、マックス入っても赤字はもう確定なんですということでご答弁をいただいていますけれども、そうだとするならば、今度は民

間の事業主さんに例えば委託をして運営をしてもらう、そういったことでこの赤字を解消するとかということは想定できないんですかね。今民間のほかの事業者さんについては同じように赤字を持って運営をしていらっしゃるんですかね。それとも、とんとんというかある程度の線で経営をなされているのか、もしある程度の線で経営をなされているんだとすれば、そこに民間のノウハウを取り入れるとか、民間に委託をするとか、そういった方法もあるのかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、老人保健施設、介護老人保健施設というのが病院と併設で造っているような形が多いというふうに理解しております。それなので、例えばこの地域に介護老人保健施設の受皿となるようなものというのがあれば、話としては想定はできるんだと思うんですけれども、ただ、当組合病院事業と、あとしらさぎの里の今の事業と、あと訪問看護事業の3事業として組合事業ということをやっています、病院と介護老人保健施設、それから訪問看護事業、全て関連しておりますので、当組合としましては、これを関係は維持していきたいというふうには考えております。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） 維持をしたいという思いがどういうことでその維持をしていかなければならないのか、ちょっと私には分からないんですけれども、何か要するに病院事業をされながら介護をされている施設を持ってということは、何かそこに付加価値を求めたり、何かその本体の病院事業に多大なる利益をもたらしたりというようなことで総合的にやっているのかなというふうに感じるんですけれども、だとしたらこの施設を運営することで、本体である公立藤岡総合病院の運営についてはどう作用があるんですか。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、このしらさぎの里に入所していただいていますその半数というのは、公立藤岡総合病院から入所している方ということで、まず病院からしらさぎの里へ入所ということもありますし、そういう意味では病院事業と密接な関係があります。

それから、介護老人保健施設ということで、そこに入所している方がまた医療が必要になった場合にはすぐ病院のほうに入院していただくとか、そういう関連はございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 吉田達哉君。

議員（吉田達哉君） その関連性を壊せということじゃないんです。要するに民間でこの施設を運営してくれるところがあれば、そこをお願いをして、その関係性というのを保ってれば、別に経営母体が違うだけで何ら問題はないんじゃないかとそういう意味で聞いているんですけれども、この関係を壊して何かしろというのではなくて、民間に委託をしながら、公立総合病院としらさぎの里と訪問看護ステーションで今と同じような形式で運営したらいいんじゃないかと思うんですけれども、そういうことはできないんですかね。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

今の形というのが、必ずしもこの地域の高齢者の方々にとって一番いい形なのかどうなのかというのは、当組合のニーズは私どものところからは何とも言えないんですけれども、その辺は藤岡市の関係部署とちょっと相談をさせていただきながら、民間でやっていただける部分で地域包括ケアシステムがある程度形成がされるのであれば、そういう形というのが地域にとっていい形でしょうから、まずはそういうことを検討をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

議長（岩崎和則君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（岩崎和則君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号、令和元年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計決算認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩崎和則君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

第15 一般質問

議長（岩崎和則君） 日程第15、一般質問を行います。

茂木光雄君の質問を行います。茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 医業収益の中で、4月、5月、6月の診療報酬、これが非常に多分全国的にコロナの関係で減っているのではないかなと思いますけれども、これについて、まず病院の現状をお知らせください。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

今年4月、5月、6月の医業収益の減収額についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3か月の入院患者数は前年に比べ1日平均で47.7人、15.4%の減少、外来患者数も1日平均191.1人、22.0%の減少となっています。この患者数減少により収益も前年に比べ、入院収益が約1億2,000万円、7.5%の減収、外来収益では患者数は大幅に減少していますが、外来化学療法の影響により1,400万円、1.8%の減収となっています。医業収益では健診事業の落ち込みもあり、3か月で1億5,000万円、6%を超える減収となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 4月、5月、6月の医業収益が3か月で1億5,000万円もの減少だというふうに今答えていただきました。特に、このコロナ感染症の関係の形の中で、非常にそのいわゆる利用者数、例えば4月についてはどのぐらいの方が入院、外来を含めて、利用者数として減っているのかどうか。

それと、あと5月の医業収益というのが減った結果、非常に減っているのではないかと思いますけれども、5月の医業収益の減少というのがどのぐらいなのか伺います。

議長（岩崎和則君） 暫時休憩いたします。

（午後3時39分休憩）

（午後3時41分再開）

議長（岩崎和則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お時間をいただきまして申し訳ありませんでした。

4月のまず入院患者の減少なんですけれども、前年と比較しまして667人の減、外来患者につきましては3,745人の減です。

それから、もう一つのご質問の5月の医業収益の前年対比ですけれども、5月につきましては前年と比較しまして1億1,000万円ほど減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 4月に前年対比でいって入院患者数が667人減り、また外来が

3, 745人減っているという、減っている率にして前年対比約75%という物すごい利用者数の減少ですよ。それに伴って5月の診療費なんかも1億1,000万ぐらいというふうな形になっておりますけれども、この4、5、6の平均を見たときに非常に大きな、先ほどの1億5,000万の減収とありますけれども、そうしますと7、8、9というふうな形の半期で見たときに、どのぐらいな減少幅とその見込みになるのか、それで、その半期がある程度分かれば最終的には1年間どのぐらいな形の中で、医業収益がマイナスになるのかどうかお答えください。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、9月までの半期で見ますと、4月から6月までの3か月に比べれば若干の回復は見られております。ただ、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、入院患者数は前年に比べて1日平均で44.7人、14.6%の減少、外来患者数は1日平均で153.3人、19.2人の減少となっております。それで、半期で言いますと、医業収益では前年に比べ約3億円、5.9%の減収となっております。

それから、もう一点のこのまま患者数の減少が続くと仮定いたしますと、医業収益につきましては1年で約6億円を超える減収となることが想定されます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） このいろんな統計の資料を見させていただきますと、確かにこの4月に利用者数は75%も減少したけれども、その後5月が36.5%で6月が18.3%というふうに大分その利用者の数は回復してきているというふうな形の中で、そうなっても、今何か第3波が来ているというふうな話もありますけれども、こうしたことになるとうね年間約6億円のいわゆる減収となる、医業収益が減収となる見込みということですが、現実的にはもっと大きなものになってしまう可能性があるんですけども、この辺について、新型コロナウイルスの影響というのがどのくらいまで当病院の医業収益に反映してくるのか、この辺について経営管理部長としてどういう形の考えがあるのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

今、半期である程度先を読んでいくしかないんですけども、このコロナの状況はどのくらい続くか分からないわけなんですけれども、先ほど答弁させていただきましたように、年間で収支で見ますと6億円ぐらいの減収になるとい

うふうにも想定されます。今のところそういう状況で認識しております。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 新型コロナウイルスの影響というのは本当に物すごいものがある中で、最終的にまたかつてないほどの中で減っているわけですがけれども、大きくこういったものが落ち込んだ理由というのがあると思いますけれども、全国的な傾向ではこの緊急事態宣言による外出自粛によっての受診の自粛とありますけれども、当病院が捉えているこの減少というのは、どんなことが原因なのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、当院といたしましても、特に5月の入院患者数は減少が顕著であったわけなんですけれども、これは全国的な傾向で非常事態宣言による外出の自粛が外来受診の自粛となり、外来患者、入院患者の減少につながっているというふうに考えております。

また、健診事業も新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりました、感染防止のために人間ドックやがん検診など休止や縮小を行っておりますので、外来の受診、入院、手術、そういうものの減少に影響しているというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そういった中で、全国的に見ても確かに病院の関連、ニュースになると、この新型コロナ対応で病院経営が非常に逼迫しているんだというふうなことですけれども、やはり病院の収益いわゆる経営を預かるものとする、これ何とかその収益を改善していく方策というものを、考えなくてはいけないんですけれども、先ほどから湯井議員さんや吉田議員さんが患者数を増やすんだという話をして、答弁をいただいているようでございますけれども、私は検査をもっと充実させて、地域からのいろんな形の検査というものを受託して、それによって収益を確保する必要性があるんじゃないかなというふうな形で質問させていただきます。

端的に言いますと、もう本病院においては、コロナ対策におけるPCR検査というものを現実的には当病院のほうで完結させるぐらいなそういった取組をしないと、本当に地域から愛される病院経営というのが私はできないと思いますけれども、これについて何とか実施する体制づくりができないのかどうか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

まず、当院ではPCR検査の検体を採取した場合、群馬県衛生環境研究所または民間検査機関に分析を外注することになります。

議員さんご質問の趣旨というのは、分析まで当院で行ってはどうかということなんだと思いますけれども、新型コロナウイルス感染症のPCR検査は、ウイルスの遺伝子を増幅させて検出する方法で、結果が判明するまでに一定の時間を要します。民間検査機関に外注したとしても、翌日には結果が判明しますので、時間的には院内で行ったとしても大きな違いはありません。検査費用についても、現在は公費で対応しているため、病院の収支には影響がありません。

また、院内で分析まで行うためには高額な機器ですとか、遺伝子を扱う厳密な検査であるため、その検査だけを行う専用の部屋も整備しなければなりません。それから、検査に携わる職員も必要となります。検査室の通常業務とそういう兼ね合いから難しい面もありますけれども、これらコスト等を考えますと、PCR検査については外注した場合のほうが合理的であるというふうに考えておりました。現時点では院内で分析まで行う考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 地域の医療で愛されて、いわゆる信頼をされて、先ほど、受託の検査というのが一つもないんだということですが、本来この受託検査をどんどん、部長、受け入れられるような形を取れば、医療機関は藤岡総合病院に全部検査の鑑定を出してくださいというふうな形になれば、自動的に検査体制をしっかりと充実させて、地域の信頼を勝ち得るということができるはずなのに、PCR検査についても、そんなに院内で行ったとしても大した効果がないというふうに非常に軽く考えています。また、コストを考えたときに外注したほうが合理的だというふうな形になっていますけれども、現実にそういった形の中で体制をしっかりと整えていかないと、本当の意味で市民の信頼を受けるようなそういった体制というのはできないと思うんです。

先日、新聞に出たんですけれども、いわゆる多野藤岡の発熱センターで何か検査結果を間違えて高崎の婦人に通知してしまったというような形のものがありましたけれども、こういったことは本来総合病院の敷地にあるところだから、当然のことながら市民や関係者というのは総合病院のほうで間違っただけではないかなというふうな間違っただけのものが蔓延してきちゃうんですね。そうすると信頼を失う結果になるんですけれども、こういったことの中で、管理者が今しゃべりたくてそういうふうになっていると思うんですけれども、こういった中で、もう医業収益をしっかりとある程度この6億円ものマイナスが、もっと見込まれるかもしれませぬけれども、こういったものを払拭していくためには、まず地域から愛されて信頼されて、藤岡総合病院でいろんな検査が独自に

できますよ、そしてしっかりとした中で入院や手術が必要な人は総合病院に来てくださいというふうな形の中の情報発信をしていかないと、藤岡市の病院経営は成り立たないと思いますけれども、もし管理者が答弁をするのであればお願いをいたします。

議長（岩崎和則君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（塚田義人君） ご質問ありがとうございます。

コロナのPCRの検査も含めて検査委託をどんどん積極的に受けて、収益的にも貢献できるし、地域の住民にもいいサービスできるのではないかとご提案ですけれども、まずコロナに関して言いますと、コロナが蔓延し出した頃は、保健所を經由して県の施設、衛生研究所というところでPCRというふうに限られていたわけですが、やはりこれがどんどん蔓延してきて、保健所対応がもうあっふあっふということで、医師会の先生方に協力いただいて4月から発熱センターというのをお作りいただきました。

実質は、あまり患者さんが直接行くことがなくて、当院の発熱外来の患者さんがPCR検査を行ったんですけれども、冬場になってインフルエンザと発熱等混ざってきますと、感染症の入院を抱える我々にも手に余る、やはりもう全国的に医師会の先生方が検査センター、発熱外来検査センターという役割をまず担っていただいて、患者さんはかかりつけの先生のところに行って、そこで検査を受けるかあるいは医師会のセンターに行って検査を受けてくださいというのが診療の流れになっています。そこで本当に肺炎が疑われるですとか、あるいは濃厚接触者でもPCR陽性の確率が高いというのは、もう直接我々が受けるという役割で待機をしておりますけれども、PCRの検査を病院が一手に手広く受けましょうというそういう流れではありません。インフルエンザ等でこれから発熱の方が多数予想される時期に、まずはかかりつけの先生方がコロナのPCR検査が安全にできるようにそれなりの施設設備のための資金補助がおりていますので、当院以外で検査できる体制が整えつつあるというところがあります。

議員さんがおっしゃる検査を積極的に受けてというところで、一部それもできるのは例えばPET検査なんかがあります。これは癌の診断に非常に有用なんですけれども、なかなかCTとかMRIなどの検査機器ほどには関係施設として住民の皆さんにまだ利用されていないんですが、そういうところも設備投資しましたので、ぜひご利用していただければ、議員さんのほうから利用していただければ非常に貢献できるんじゃないかと期待しているんですけれども。そんなところでPCRに関しては我々医師としては陽性者の受入れ、そして重症の方がいらっしゃいますと、PCRに準じた院内で1時間以内でできる検査を用意して、疑いの段階で我々も診療非常にナーバスになりますので、まずは

陰性かどうかをチェックできるそういう検査は対応できていますので、そういったところが今現実です。よろしいでしょうか。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） そういった中で、検査体制を充実というような形で、今、院長先生から報告ありましたが、私も昨日その検査を総合病院のほうに来て予約をさせていただきました。なぜかといえば、やはり市が行ったそういった特定健診だとかいろんな形の中で、当病院を検査の対象にというふうな形の中でやるということなんで、私も今院長から言われましたけれども、早速昨日いろいろ検査を予約した次第でございます。

そういった中で、今の話ですと、管理者に、公的な支援金とか補助金について病院のほうになかなか現場の体制がもう手いっぱい、なかなかそこまで手が回らないということであれば、支援金とか補助金について今当病院のほうはどういう形の中で受けているのか伺います。

議長（岩崎和則君） 経営管理部長。

事務局長兼経営管理部長（新井 滋君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する支援といたしましては、厚生労働省と群馬県を合わせて20の支援事業があります。それで、当院が対象となるのは、そのうち現時点で9事業となっております。9事業のうち8事業が病院に対する補助であり、1事業が先ほどご決定いただきました医療機関に勤務する従事者への給付となります。

病院への補助対象としましては、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等に対する補助、その確保した入院病床の空床及び休止病床に対する補填、感染症患者受入れに必要な機器購入費や改修費、それから消耗品等に対する補助、感染症患者に接した従事者への手当等の補助というふうになっております。

従事者への給付につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する医療を提供する医療機関に勤務する従事者に対する慰労金でございます。

それで、現時点では申請しているものが7事業、要望中・申請予定のものが2事業となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 今の話ですと、現在申請中だというふうな形の中で、入院病床の確保であったり、ベッドが休止したりしたときの補填、また機器の購入や改修、それと消耗品ですよね。そういった中での足される補償とありますけれども、こういった中でいろんな補償を受けたとしても、非常にこの病院経営というのは大変なんだろうなというふうな気がします。

今日の上毛新聞にたまたま診療検査外来を支援するという、これはもう民間のこういう病院ではなくて、かかりつけ医いわゆる町の中のお医者さんに対する50万円の補助をするんだというふうな形で、県なんかもいろんな形で、そういうことで国がまずそういう形でやると、そして、県も独自の政策の中で協力金みたいな形の中で、そういった新型コロナに対応して、非常に経営の逼迫する病院にはそういった中で補助を考えているということですがけれども、なかなかこの病院の経営が苦しい中、管理者に伺いますけれども、いわゆる構成市町村のこととして、各種補助金関係というのは今の答弁のとおり非常に的確に国や県に補助の要請をしています。そうした中で、今度は構成市町村として何らかの形で病院に対する支援なり協力なり、そういったものというのが考えられないかどうか伺います。

議長（岩崎和則君） 管理者。

管理者（新井雅博君） お答えをさせていただきたいと思いますが、私、病院の管理者でありますので、構成市町村から何らかのさらなる援助というのがあれば、喉から手が出るほどでありますけれども、現実、元年度においては8億5,000万円の構成市町村からのご負担の中で、茂木議員が所属する藤岡市からは7億6,500万円余のご負担を頂いておりますので、これ以上私どもからなかなか言いづらいものですから、もし市議会議員というお立場で議員からご提案をいただければ、管理者とすれば幸いですというところもあります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（岩崎和則君） 茂木光雄君。

議員（茂木光雄君） 管理者に、ぜひこの病院の現状とそういった中での各種診療検査体制の支援に関して、やはり今日の新聞なんかによると、山本一太知事なんかは、そういった中で1施設に67億1,000万円ぐらいなそういった形の中で、コロナ専用病床を確保する重点医療機関に対する補助というふうな形のもので、どういうことかは分かりませんが、そういった中で市としても、これだけ病院経営は年間6億円も医業収益が減る中で、いろんな改修ができない、患者数も恐らく思っている以上にまた減るでしょうし、こういった中で何らかの形の支援なり協力というものを管理者として考えていないと、非常にこの当院の将来が、いろんな施設、設備が整った病院だということで、全国のそういった中で、この前広報に載りましたよね。全国で7位だ、群馬県では1位になっている、そういった評判を落とすことなく、経営を安定させていく責務があると思いますけれども、管理者としてもう一回、議員の立場ではなくて管理者として、この病院の将来が市民に信頼される病院になるための、何とか協力体制というものを少しでもお考えがあるかどうか伺います。

議長（岩崎和則君） 管理者。

管理者（新井雅博君） お答えをさせていただきたいと存じます。

まずは、群馬県並びに国に対して、病院経営がコロナによりまして大きな影響を受けておるような実態を県市長会で議論するなり、あるいは全国市長会を通じながら、その声をしっかりと、私のほうからもその動きをしていって、さらなる支援策を国に講じていただきたい。さらにはそれぞれの開業医の皆様方も同様の実態がありますので、そういった施策についても併せて要望活動を先導していきたい、このように思っているところでありますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（岩崎和則君） 以上で茂木光雄君の質問を終わります。

以上で発言通告がありました質問は終了いたしました。

字句の整理の件

議長（岩崎和則君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（岩崎和則君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（岩崎和則君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 一言閉会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本定例会に当たりまして、ご提案をさせていただきました全ての報告、議案に対しまして、慎重審査の上、全てご決定賜りまして、誠にありがとうございました。本議会で議員各位から賜りました様々なご意見を真摯に受け止めまして、地域の中核病院としてのその責任をしっかりとこれからも果たしてまいりたい、このように考えておりますので、議員各位からもぜひ力強いご支援とご協力を切にお願いを申し上げます。

いよいよ師走に入ってまいりまして、今年も残すところ僅かになってくるわけでありまして、議員各位には健康には十分ご留意を賜りまして、さらなる活躍を心よりご祈念をさせていただいて、閉会の挨拶とお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

閉会

議長（岩崎和則君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和2年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時08分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 岩 崎 和 則

署名議員 湯 井 廣 志

署名議員 中 村 さと美